



重点取組名	認定農業者の緊急育成 ～新規認定農業者が1000経営体増加～
普及活動担当	農林水産事務所普及指導室（6普及指導室、4普及分室）
主要な活動地域・対象農業者	県全域において、認定農業者候補としてリストアップした2,241戸の農業者を対象
取組結果・成果 〈取組みのねらい〉	<p>認定農業者の育成、確保に向け、普及指導員と市町村やJA職員が連携して、候補者リストに基づき、申請誘導や農業経営改善計画作成等の支援活動に取り組んだ。</p> <p>県内6か所（東、中南、三戸、上北、下北、西北）の普及指導室では、平成17年度普及指導計画で掲げた新規認定農業者目標数の確保に向け、それぞれの地域ごとに品目横断的経営安定対策の説明会や集落座談会、経営改善計画作成相談会を開催したほか、候補者リストの農業者宅を訪問し、農業経営改善計画書の作成支援を実施した。</p> <p>1年間の活動実績は、延べ活動回数587回、延べ支援人数6,856人に上った。</p> <p>この結果、平成17年4月から18年3月までに、新たに認定農業者になった経営体は、県目標の570に対し、1.8倍となる1,035経営体となった。</p>
連携機関、協議会等	青森県担い手育成総合支援協議会 市町村担い手育成総合支援協議会
取組の特徴や取組に際しての工夫	<p>①普及指導室は認定農業者候補をリスト化し、市町村やJA職員とともに個別に農家を訪問。認定農業者制度の説明や農業経営改善計画書の作成を支援した。 （東・三戸農水事務所）</p> <p>②市町村がJAと連携し、認定農業者制度相談日を設定の上、候補者に通知。普及指導室は、相談日に農業経営改善計画の作成を支援した。 （上北・西北・下北農水事務所）</p> <p>③認定農業者候補ごとに担当普及指導員を定め、個別訪問等により、認定農業者へ誘導した。 （中南・東農水事務所）</p>
【参考】	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>相談日設定による相談活動（上北）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>個別農家訪問による認定農業者への誘導（東）</p> </div> </div>